

鹿児島県環境基本計画の骨子（案）に係るパブリック・コメントの結果

- 1 実施期間 令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）
- 2 意見の件数 1名（6件）
- 3 提出された意見の概要、それに対する県の考え方

意見の概要	県の考え方
<p>① SDGs実践の地域循環共生圏の提唱に賛同します。 より実践的な取組の道筋を示されることを期待します。</p>	<p>地域循環共生圏については、第4章「施策の展開」の第6節「環境保全に関する重点施策」の「12 資源循環による持続可能な地域づくりの推進」において、地域循環共生圏の取組等を広く収集・提供すること等により、環境施策による地域資源を活用した持続可能な地域づくりを促進する旨を記述しています。（P117）</p>
<p>② 全般的に再生エネルギーへの期待が大き過ぎると考えます。 昨年立て続けに発表された大規模な風力発電や広い太陽光発電の計画は、いずれも再生エネルギーの普及を金科玉条としつつ、直接的な景観破壊や自然破壊に向かい、地域との軋轢を拡大しつつあります。勿論その軋轢の解消に誠実に取り組む企業があることも把握しています。 それでも、過大な計画から郷土の景観と自然を守るため、本計画において、再生のレベルを超える再生エネルギーの導入に、一定の歯止めをかけていただきたいと考えます。さらに、家庭用や自社事業用など身近な分野での再生エネルギーの導入を促進する施策、既に計画にも明記されているエネルギーの地産地消化を展開していただくことを期待いたします。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入に当たっては、第3章「計画の基本目標」の「3 計画の基本目標（将来像）」の「(3) 再生可能エネルギーを活用した地域づくり」及び第4章「施策の展開」の第3節「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」の「(2) 施策」において、自然環境に配慮しつつ導入する旨を記述しています。（P48, P83） また、第4章「施策の展開」の第3節「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」の「(1) 施策の基本的方向」において、エネルギーの地産地消を促進する旨を記述しています。（P83）</p>
<p>③ 外来種への対策は非常に困難で、自然公園区域ですら対策がとられているとは言い難いと考えます。 コイ、セイタカアワダチソウなどあまりにも身近にいる外来種の問題を積極的に取り上げることで本県の高い生物多様性を認識する機会ともなるよう、対策の拡充を期待します。奄美群島のマングース対策やノネコ対策など先進例の紹介も必要と考えます。</p>	<p>県では、平成31年4月に施行した条例に基づき、生態系に著しい被害をおよぼすおそれのある種を「指定外来動植物」に指定し、規制地域における野外放出の禁止や、適切な取扱い等に関する県民への普及啓発に努めているところであり、第4章「施策の展開」の第1節「自然と共生する地域社会づくり」の「1 多様な自然環境の保全・活用」（③－1 生物多様性の確保）において、外来種対策及び奄美大島等における取組を記述しています。（P54） また、多様な実施主体が外来種の駆</p>

	<p>除活動に取り組めるよう外来種駆除対応マニュアルを作成し、随時ホームページ等で公表しております。</p> <p>今回のパブリック・コメントでいただきました御意見を参考に、より一層、外来種対策を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。</p>
<p>④ 地球温暖化防止に森林づくりは重要と考えます。但し、再生エネルギー発電施設による森林伐採はもとより、木質バイオマス利用も再造林無しに森林伐採を促進している実態もあるようですから、森づくり県民税の効果的な活用による再造林啓発と実践を、本計画に記述いただきたいと思います。</p>	<p>第4章「施策の展開」の第1節「自然と共生する地域社会づくり」の「3 県民参加の森林づくりの推進」において、みんなの森づくり県民税を活用した再造林の推進について追加しました。(P58)</p>
<p>⑤ 奄美群島の世界自然遺産登録に向けた奄美トレイルの取組など、地域の環境文化資源を活用した取組にも記述を伸ばしていただき、世界自然遺産登録への気運を盛り上げていただきたいと思います。</p>	<p>第4章「施策の展開」の第1節「自然と共生する地域社会づくり」の「2 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進」において、奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした奄美群島をつなぐ奄美トレイルなどを通じ、世界遺産登録の効果の波及に努めることを記述しています。(P56)</p>
<p>⑥ 離島と長い海岸線を有する本県にとって、海洋ごみ問題は大きい影響があります。近年注目されているマイクロプラスチックごみ問題への対策も含めて記述いただきたいと思います。</p>	<p>マイクロプラスチックごみ問題を含む海洋ごみ問題については、第4章「施策の展開」の第1節「自然と共生する地域社会づくり」及び第4節「環境負荷が低減される循環型社会の形成」において、海岸漂着物対策の推進及びプラスチックごみ削減の推進について記述しています。(P72, P88)</p>